

土地利用申出に関する注意事項

見沼田圃で土地の開発及び建築物等の建築を行う場合は、各法令等の手続きを行う前に、下記のとおり土地利用申出書を提出してください。

記

- 1 土地利用申出を行う場合は、別添の土地利用申出書及び別添図書を提出してください。
- 2 土地利用申出書及び別添図書は、1部提出してください。
※令和3年4月より提出部数変更。
- 3 見沼田圃は治水上の観点から、客土の高さを原則として現況地盤面から30cmまでとしています。
- 4 申出前に草刈り等を行い、申出地の現況地盤面がわかるようにしてください。
- 5 申出前に、石杭等の境界を明らかにしてください。
境界杭等が確認できない場合は、隣地との境がわかるようにしてください。
- 6 提出された土地利用申出書は、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針（平成7年4月1日から施行）」に基づき審査の上、その結果を連絡します。

（問合せ先）

さいたま市みどり公園推進部見沼田圃政策推進課

電話 048-829-1413（直通）

埼玉県企画財政部土地水政策課

見沼田圃・三富地域担当

電話 048-830-2195（直通）

【農地の客土を行う場合（ビニールハウスも含む）の添付図書】

| 番号 | 添付図書の名称 | 縮 尺 | 明 示 すべき 事 項 等 |
|----|--------------------|-------------|---|
| 1 | 土地利用申出理由書 | | 申出に至った経緯及び理由 |
| 2 | 耕作地に関する証明書 | | 農家証明、耕作地証明等の申出地を耕作していることを証する書面 |
| 3 | 作付計画書 | | 現在の作付状況及び客土後の作付計画 |
| 4 | 委任状 | | 申出の手続きを代理者が行う場合に添付すること |
| 5 | 土地所有者の同意書 | | 申出書と土地所有者が異なる場合に添付すること |
| 6 | 隣接土地所有者の同意書 | | 盛土（客土を含む。）を行う場合は隣接土地所有者の同意書を添付すること |
| 7 | 土地登記簿謄本 | | 申出時以前3か月以内のもの |
| 8 | 申出地現況写真 | | 2方向以上とすること |
| 9 | 土地利用区域位置図 | 50,000分の1以上 | 土地利用区域（朱書）、方位 |
| 10 | 土地利用区域案内図 | 1,500分の1以上 | 土地利用区域（朱書）、方位 |
| 11 | 公図の写し 現況図 | 600分の1以上 | (1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 土地利用区域の地番、地目 (3) 隣地の地番 (4) 土地利用区域内及び隣接地との高低差 |
| 12 | 土地利用計画図 造成計画平面図 | 600分の1以上 | (1) 土地利用区域（朱書）、方位 (2) 予定建築物その他の工作物の配置及び用途 (3) 土地利用区域内及び隣接地との高低差 |
| 13 | 造成計画断面図 | 600分の1以上 | (1) 土地利用区域内及び隣接地との高低差 (2) 断面は2方向以上とする |
| 14 | 搬入・搬出土の運搬 経路図 | 50,000分の1以上 | 搬入元、搬出先及びその経路を明記する |